

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○御法川委員長 次に、小宮山泰子君。

○小宮山委員 立憲民主党の小宮山泰子でござい
ます。

先ほど中川委員の方からありました、やはり、
無電柱化の日は十一月十日でもございましたし、
電柱がない、そして災害にも景観にもいい、そう
いったものが進められることを、まず私も表明し
たいと思います。

さて、近年、台風、強風など、また豪雨などに
よる風水害の激甚化、頻発化が起っており、
私の地元川越市におきましても、令和元年東日本
台風、台風十九号では大きな被害が起りました。

また、平成二十六年の豪雪被害では、埼玉県秩父
地方において、三峯神社を始めとした孤立集落な
ど、また、雪崩が起きるような豪雪も発生いたし
ました。

大規模災害を経験し、防災への取組意識の高い
全国の基礎自治体首長有志により設立された地方
を守る会では、平成二十三年十二月の設立以降、
国の出先機関の統廃合などに対して意見を表明し、

また、地方整備局の体制強化を求めた要請活動を
重ねております。私も、地方を守る会の設立当初
から趣旨に賛同し、活動してきたチャーターメン
バーの一人と自負をしております。

東日本大震災で福島第一原発事故に直面し、厳
しい状況を経験された立谷相馬市長が代表幹事と
して力強く活動されてきたのがこの地方を守る会
でもありますが、先日、十一月七日に総会が開か
れ、新たに難波静岡市長を会長に選出し、更に活
動を進めていくことを確認いたしました。

大規模自然災害の被災地においては、都道府県
庁自体も被災自治体となっております。当事者で
もありません。現場の把握を始め、職員は災害対応
に追われ、市区町村の被害対応にまでは至らない
、そういう事態が生じる場合もあります。被害復旧
に必要な除雪機など、重機を必ずしも県土整備事
務所には所有をしていない、十分ないということ
もあり、支援や救出も遅くなってしまうことがあ
るんです。

発災後の対応において、全国にある地方整備局
により派遣されているTEC－FORCE、緊急
災害対策派遣隊により、必要な機材とともに技能
知見、経験を發揮していただき、被害を最小限に
抑え、早期の復旧へとつなぐことが大変重要であ
ります。そのときには、やはり必要な機材、人材
の確保というの課題となっております。

もちろん、地方整備局とTEC－FORCEも
万能というわけではございません。

さらには、水害に対しては、事前にしゅんせつ
が進んでいけば、河川氾濫を抑えることにもつな

がっていきますが、多くの河川では、直近の被害
があった地域の復旧作業などの対応に追われて、
次の災害に対する備えというのはどうしても遅れ
がち、後回しになりがちです。本日も、各委員の
中からの質問の中で重なる部分でもあります。

通常からの自然災害を抑えるための対策という
ものが、なかなか予算が回らない、たとえ制度が
あったとしても、県の方にはどうしても直近の方
に予算を回さざるを得ない、国の体制というもの
もあります。この点は、しっかりと予算の確保、
そして、事前に防災ができる、そういった県等へ
の支援というものは、予算を減らすことなく、ど
ちらかという増やしていかなければならない分
野だと思っております。

埼玉県は、県土に占める河川面積の割合が全国
二位、台風や局地的大雨などの影響により河川の
氾濫や決壊等が発生すれば、甚大な被害を及ぼす
可能性が非常に高いという特色を持っております。
逆に言えば、河川面積の割合が多いということ
で、予算もかなり必要になってくる。そういう意

味においては、また、関東平野の中で首都東京を
守っていくということもあります。過去にも触れ
させていたいただきましたけれども、首都が大分守ら
れているのは、周辺の県、埼玉県も含めて、ここ
が結構水害に遭って、そこで首都の被害を抑えて
いるというの現実であります。もう少し東京の方
には、関東、ほかのところには敬意も感謝も言
っていただきたいなど正直思うところでもありま
す。

そこで、下流には首都東京もあり、交通網にも

影響が出ることもあります。迅速な救出及び復旧のためにも、河川のしゅんせつ工事の更なる促進が必要と考えます。減災に資するしゅんせつ工事に対する、防災担当並びに国土強靱化担当大臣でいらっしゃる松村大臣より所見をお伺いいたします。

○松村国務大臣 小宮山委員にお答えを申し上げます。

国土強靱化を強力に進めよという力強い御支援をいただいたものと感謝をいたしております。

近年は、やはり、異常気象が起きまして、今年も大変な豪雨災害が起きました。やはり国土強靱化を強力に進めていくことは改めて重要であると考えているところでもございます。

委員御指摘の豪雨による洪水などの災害を防いでいくためには、御指摘のあった川上から川下までの流域治水の対策、これを計画的にやはり進めていくことが極めて重要であると考えております。政府といたしましても、流域治水対策を含めまして、関係府省と連携の上、引き続き、五か年加速化対策を着実に推進し、継続的、安定的に国土強靱化の取組を進めてまいりたいと考えております。

○小宮山委員 国土強靱化、実は、法案を作ったときに、修正案になっております。これは、私は当時、生活の党でしたので、畑委員が提案者になっておりますが、国土強靱化、その場だけではなく、しっかりと継続してやるようにという修正案をさせていただき、賛同させていただいております。是非、その趣旨の方を更にしっかりと遂行するため

に、財務省ともしっかりと闘い、そして、地方自治体に対し支援をする、その覚悟を更に強めて行動していただきたいと思えます、大臣には。

それでは、地方を守る会からの要望とされていることではありますけれども、各地方整備局に、発災時への対策用機器並びに人員の拡充をなご一層進めていくことが重要だと考えております。国土交通省の対応について御説明をお願いいたします。

○廣瀬政府参考人 お答えいたします。

激甚化、頻発化する自然災害に対応し、国民の皆様の命と暮らしを守る地方整備局等の役割はますます大きくなっていると認識しております。

国土交通省では、TEC-FORCEの隊員を、現在、平成二十年の創設時の約六倍となる一万六千八百八十六名に増強し、自治体への支援体制を強化しております。

また、地方整備局等が所有する排水ポンプ車や照明車等の災害対策用機械を活用して、自治体等のニーズに応じた支援をしてきているところがございます。本年も全国各地で浸水被害が発生したことも踏まえ、浸水後の早期排水のために、様々な現場条件に対応する排水ポンプ車等の機能強化に必要な予算を令和五年度補正予算案に計上したところでございます。

引き続き、防災・減災、国土強靱化の最前線を担う地方整備局等について、必要な人員体制や災害対策用機械等を確保すべく、今後とも最大限努力をさせていただきます。

○小宮山委員 昨今なんですけれども、人員削減

をするというのがイコール行財政改革だというような風潮が随分あります。でも、ICTやデジタル化というのは進んでも、災害現場はリアルに起こっています。人員等が必要、電気がなければ人手は動かさなければいけない。

そういう意味においては、多くのところが、現実に災害に遭った方々、その要望を聞くと、今少しは人員を増やしているということではあります。が、地方公務員や、役所に、役場などへ行っても対応できる人員がいらないという意味においては、行財政改革イコール人員削減ということではもう既に当てはまっていないのではないかと感じております。

この点は、また是非委員会でも、人員と災害の対応ということで、協議をする場を持っていただければなとも思います。また後ほど、この点に関しては提案をさせていただきます。

さて、大規模地震対策、被災者生活再建支援金の支給対象拡大についてお伺いしたいと思います。東日本大震災の教訓を踏まえ、近い将来発生が予想される首都直下型地震の減災目標達成のため、国が主体になり、住宅等の耐震化、災害用伝言サービス、災害時のラジオ局開設制度の充実など自助の取組や、地域防災計画の推進など共助の取組実施に必要な財源を確保することが必要だと考えます。

減災目標を達成するために、具体的にどのような施策を実施しているのでしょうか。御紹介ください。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

首都直下地震につきましては、平成二十七年三月に基本計画を変更し、定量的な減災目標を設定するとともに、この目標を達成するため、揺れ対策及び火災対策を中心とした実現方策を定め、推進しているところでございます。

具体的には、揺れにつきましては、住宅の耐震化の普及や家具の固定など、また、火災につきましては、感震ブレーカーや地震時等に著しく危険な密集市街地の解消に取り組んでおりますほか、共助の観点も踏まえ、地区防災計画の策定支援、消防団、自主防災組織等の充実強化などに取り組んでいるところでございます。

このうち、例えば、危険な密集市街地の解消につきましては、防災・安全交付金等を活用いたしまして、延焼を抑制し避難路となる道路や防災広場の整備に加え、老朽建築物などの除却など、地方公共団体の取組を支援しているところでございまして、令和四年度末時点で、首都直下地震緊急対策区域における危険密集市街地の面積は、約二千五百ヘクタールから約四百四十六ヘクタールまで減少したところでございます。

また、感震ブレーカーの普及でございまずけれども、これまで、認証制度の活用による製品への信頼性の確保、また、業界団体の取組により、電気工事における感震ブレーカーの設置の促進などの取組を行ってきておりますほか、毎年春秋に行われる全国火災予防運動で、感震ブレーカーの設置を地震火災を防止するポイントの一つに位置づけて取り組んでいるところでございます。加えまして、昨年度から、防災・安全交付金等を活用し

て、密集市街地における感震ブレーカーの設置に對して支援を行っているところでございます。

こうした取組を引き続き関係省庁と連携して進め、首都直下地震に備えてまいりたいと考えております。

○小宮山委員 感震ブレーカーに触れていただき、ありがとうございます。

設置目標は二五％ですが、設置への補助金なども活用されていることですが、国土交通省のこどもエコすまいる補助金とか各地の自治体で取り組まれるリフォーム補助金などのように、注目を集めて補助金枠が早い時期で埋まっていくというようなものとは異なり、申請自体が低調にとどまっているとも伺っております。是非、施策やPR方法にも工夫が必要なんだと思いますが、これからの努力のほどよろしくお願いいたします。

同一自然災害において、住宅全壊世帯数の基準を満たす市町村は被災者生活再建支援法の適用対象となりますが、基準を満たさない市町村は適用外となります。法に基づく救済が平等に適用されるべきではないかという議論が長らく続いております。

政令要件となつていますが、同一自然災害に對して全ての被災区域を支援の対象になぜできないのでしょうか。できるようにするためには何が必要なのか、見解をお聞かせください。

○高橋政府参考人 お答えをいたします。

災害による支援は住民に身近な市町村による対応を原則としておりますけれども、一定規模以上の災害の場合には市町村のみでの対応が困難と考

えられることから、被災者生活再建支援法によりまして、一定程度以上の住家被害を受けた方に対して、全都道府県の相互扶助及び国による財政支援による支援金の支給を行うこととしていただいております。

全ての被災区域を支援の対象にすべきとの御指摘につきましては、国と自治体における役割分担や、国や都道府県の財政負担等の課題があり、慎重に検討すべきものと考えております。

一方、被災者生活再建支援法の適用基準を満たさない市町村につきましては、都道府県が全壊等の世帯に對し支援法と同様の支援を行えば、支給額の二分の一を特別交付税で措置することとされているところでございます。

引き続き、自治体等とも連携し、被災者の生活再建等が進むよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○小宮山委員 建物の外から見る限り余り損傷していると思えないような場合でも、そのまま居住することが難しいなど、実際には支援法の適用というの是非常に運用に難しいことがございます。

大臣にお伺いいたしますけれども、このような難しい場合、支援金の支給対象とするには法改正が必要になるものと思えますが、議員立法で作られたものではあります、しかし、ほかの法律で、議員立法が政府の法改正ということも現実にはあるものがありますので、是非政府においても検討をしていただきたいと思います。この点に關しまして防災担当大臣にお伺いいたします。

○松村国務大臣 小宮山委員にお答えを申し上げます。

ます。

被災者生活再建支援法については、これはもう
釈迦に説法でございますので、先生、十二分に御
存じかと思えます。

令和二年の臨時国会において法改正をいただき
まして、中規模半壊まで支給対象を拡充し、現在
の制度となつておると承知をいたしております。

また、中規模半壊に至らない床上浸水なども、
住宅が半壊をし、やむを得ない事由により解体を
した場合には、住宅が全壊した場合と同様の支援
金の支給を行うこととしていただいております。

さらに、各自自治体においては、条例等で独自の
支援制度を設けるなどの公的支援も行われている
と承知をしております。半壊や準半壊世帯につき
ましては、いわゆる先生の御指摘の、届かない世
帯、漏れる、隙間に入ってしまう、こういった方
々については、災害救助法において応急修理を行
うことができていると思っております。

ここにおいでの方の災害に関する非常に意識の高い
先生方のおかげで、こういう法の隙間を毎年毎年
いろいろな形で埋めていただいているものと感謝
をいたしております。引き続き、自治体とも連携
をし、被災者の生活再建が進むように取り組ん
でまいりたいと考えております。

○小宮山委員 ありがとうございます。

確認をさせていただきまます。先ほど国交省の方
からありましたけれども、特別交付税措置が都道
府県独自の支援に対して同額を、被災者生活再建
支援法に同額を補填するということが特別交付税

措置が取られているというようなお話でした。総
務省の御見解を確認をさせていただきます。

○濱田政府参考人 お答えいたします。

現行の被災者生活再建支援に係る特別交付税措
置は、被災者生活再建支援法が適用された自然災
害について、都道府県が支援法の適用対象となら
ない地域の被災世帯に対して適用対象地域と同等
の支援を行う場合に措置をしており、いわば同法
と一体となつて措置を講じているものでございま
す。

○小宮山委員 先日、川越地区消防特別点検を拝
見させていただきました。団員募集など、消防団
なども大変苦労されておりました。大規模災害時
における緊急消防救助隊の活動には、有効な車両
や資機材など、国有財産の無償使用制度によつて
消防本部に配備ができるようにしてほしいという
要望がありました。政府の御見解をお聞かせくだ
さい。

○小谷政府参考人 お答えいたします。

南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模災
害の際に緊急消防援助隊が迅速かつ的確な消防活
動を行うためには、緊急消防援助隊の災害対応能
力を向上させることが重要だと考えておりま
す。

このため、消防庁といたしましては、無償使用
制度により、大規模特殊災害に備えた高度かつ特
殊な車両を中心に、消防庁が自ら購入し、緊急消
防援助隊に無償使用させることで体制整備を図つ
てきているところであります。

令和五年度補正予算案においても、無償使用車

両、資機材に関するものとして、小型救助車や拠
点機能形成車の追加配備、特別高度工作車等の老
朽化した車両の更新、また、指揮支援体制の強化
に向けたDX資機材の新規配備などに要する経費
を盛り込んでおります。

引き続き、大規模災害で活動する緊急消防援助
隊が迅速的確に活動できるよう、中小市町村を含
めた自治体からの意見を踏まえながら、無償使用
車両、資機材の計画的な整備、更新に努めてまい
ります。

○小宮山委員 時間となりました。残余の問題は、
消防団の施設、詰め所などにソーラーなど、そう
いった電源を確保するというところでありますが、
これはまた後日要望したいと思っております。

さて、災害対策特別委員会は、衆議院で一番古
い特別委員会でもあります。定例日があるという
特別なところでもあります。今日もいろいろ質問
が重なっております。そして、やり切れない問題も
多々あると思っております。是非、この趣旨を酌ん
で、委員長においては委員会の開催をお願いいた
します。

以上で質問を終わらせていただきます。ありが
とうございました。